

報道関係各位

件 名 子ども医療費支給事業における対象年齢の拡大について

1 概要

本市では現在、子ども医療費支給事業の対象年齢については15歳までとしていますが、子どもの保健の向上と子育て家庭の経済的負担の軽減を図り、安心して子育てができる環境を整備するため、子どもの医療費の支給対象年齢を令和4年4月診療分から18歳まで拡大するための準備を進めています。

2 内容

(1) 支給対象年齢

区分	変更後	変更前
通院	18歳年度末まで	15歳年度末まで
入院	18歳年度末まで	15歳年度末まで

※「18歳年度末まで」：18歳に達する日以後の最初の3月31日まで

(2) 事業費等の見込み（令和4年度の対象者等）

	高校生等（*）
対象者	約2,000人
支給件数	約15,000件
支給金額（予算額）	約33,000,000円

（*）15歳に達する日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子ども

(3) 今後のスケジュール（予定）

日程	内容
令和3年12月	市議会12月定例会（条例改正案・補正予算案提出）
令和4年2月～3月	対象者に申請書送付・受付・受給資格証発送
令和4年4月1日	18歳年度末まで拡大した子ども医療費支給事業の開始

 担当者 保険年金課長 根岸
 連絡先 TEL042-973-2117